健康診断個人票 (雇入時)

所					氏	職員	番号	- ()	4	E年	月日		年	Į.	日	性	
属名					名								年	齢)	(今年	度末現在		歳)	別	
健身	健康診断日				年		月	日		健診機	関名									
病歴	既往歴									特になしあり()			
	現病歴(治療中及び経過観察中							の疾患)	特	になし	あり	()
症						特	特になしあり()							
					健	厅	Ŧ	診	断	Ţ	Į	B						判定区分(裏面参照)		
他 覚 症 状(医				師の診	師の診察所見)											異常なし 要観察 要精検 要医療 治療中 判定不能				
膇	胸 部 X 線														異常なし 要観察 要精検 要医療 治療中 判定不能					
	-	<u>,,, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	= 1	NE.	身县	₹				cm	体	重				kg	異常なし 要舗		観察	要精検
身		14	āΤ	測	腹	#				cm	В	MI					要医療 治療中 判定不		判定不能	
袳	見	力	検	査	右裸眼(緑			矯正)	左 裸眼				(矯正)						
聴		力	検	査	右 1000 右						左 1000 左						ł	県常なし 要		要精検
			4000	4000				4000							要医療 治療中 判定不能					
ф	'n	圧	測	定	定 最高血圧 (収縮期)			mmHg	Hg 最低血压 (拡張期)					異常なし 要観察 要精検 要医療 治療中 判定不能						
Б	录	. 検 査			尿 尿 蛋			糖 白						異常なし 要観察 要精検 要医療 治療中 判定不能						
ф		貧 血		赤」	赤血球数		万/mm³		血化	血色素量 g/dl		g/dl	異常なし 要観察 要精検 要医療 治療中 判定不能							
液		Я	于 有	機能	A S (GO			IU/	Ί A I (Gi	L T PT)		IU/I	GT	γ- P(γ GT)		IU/I	事	具常なし 要 医療 治療	〔観察 寮中	要精検 判定不能
検		# +		电		性脂脂リセライ				mg/dl	LDLコレステ		ール			mg/dl	異常なし 要	観察	観察 要精検	
		血中脂		加具	HDLJV.		·u—JL			mg/dl					要医療 治療中 判定不能		判定不能			
査		血糖		空腹	空腹時血糖				mg/dl HbA		bA1c ゛ロビン <i>。</i>			異常なし 要観察 要精検 要医療 治療中 判定不能						
心		ŧ	į	図														具常なし 要 医療 治療		要精検 判定不能
その他	その他																			
	指導区分(総合判定)										異常力	なし 星	要観察	要精榜	策 要医	寮				

上記のとおり診断しました。 医療機関所在地

年 月 日 医療機関名

医 師 名

【参考】

判定区分について (R6.2.1改訂版)

判定区分	各健診機関における判定の例
異常なし	異常なし・正常・この検査の範囲で異常なし
要観察	要経過観察・経過観察・要注意・要再検・ほぼ正常・僅かに異常あり・日常生活に注意・軽度異常・僅かに異常を認めるが日常生活に支障なし・日常生活に注意を要し定期検査・放置可・僅かに異常支障なし・所見はあるが問題なし
要精検	二次検査要・要精密検査・精査を要する
要医療	要治療・要受診・治療を要す・治療が必要・受診及び治療を要する・ 治療又は医師の直接指導が必要・要指導(医師)
治療中	要治療継続・継続治療・現在治療中・継続加療・治療継続・治療を継続してください
判定不能	判定保留

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程 別表

健	康	管 理 区 分	養 護 措 置 の 基 準
	Α	要療養	病気休暇(日単位のものに限る)又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
生活規正 の面	В	要軽業	勤務の変更、勤務場所の変更、休暇(日単位のものを除く)等の方法により勤務を軽減し、かつ、夜間勤務(午後十時から翌日午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ)、超過勤務(正規の勤務時間以外における勤務で、夜間勤務以外のものをいう。以下同じ)及び出張をさせない。
	С	要 注 意	夜間勤務、超過勤務及び出張を制限する。
	D	健康	
	1	医師による直接の医療行為を 必要とするもの	医師による適正な治療を受けさせる。
医療の面	2	定期的に医師の観察指導を 必要とするもの	医師による定期的な観察指導を受けさせる。必要に応じ、医師による治療を受けさせる。
	3	医師による直接又は間接の 医療行為を必要としないもの	

【所属記入欄】

健康管理区分 ※生活規正の面「D 健康」は、A~C区分の養護措置の基準に該当しないものを全て「D」として扱う。

動務上の措置に関する事項

記入日	年 月 日							
生活規正の面	A 要療養 B 要軽業 C 要注意 D 健康							
	1 医師による直接の医療行為を必要とする							
医療の面	2 定期的に医師の観察指導を必要とする							
	3 医師による直接又は間接の医療行為を必要としない							

20100 - 10 - 10	7 4 7 7	
■ 産業医名		
	産業医名	产業医名

(様式裏)